

基本協定書(案)

新No	No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他			項目名	質問の内容	回答
1	1	1	第2条	1項	(7)					「但し、参考資料であるものは除く。」とありますが「参考資料」の定義をご教示ください。	入札条件とならない資料をいいます。
2	1	2	第4条	1項	(7)				事業者の設立	取締役会、監査役、及び会計監査人を設置するとありますが、会社の機関については、入札者の提案事項とさせていただきますようお願い致します。	原文のとおりとします。
3	1	2	第4条	1項	(7)				事業者の設立	ここでは、事業者は会計監査人を設置することとある一方で、事業契約第103条では、公認会計士又は監査法人の監査をすれば足ります。コストパフォーマンスの観点から、会計監査人の設置を免除して頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。
4	2	4	第8条	1項					業務の委託等	別紙3記載の期限を目的に、各業務に関する業務委託契約又は請負契約を締結せしめ、とありますが、これは努力義務であるという理解でよろしいでしょうか。	期限は遵守するようお願い致します。
5	1	9	第10条	2項					違約金	基本協定第6条5号に該当した場合、前段では事業契約を解除しなくても、乙(構成員・協力企業)は連帯して、落札金額の10%を違約金として支払うとのことでしょうか。また後段では事業契約(第83条3号が該当する場合は設計・建設費の10%、第87条5号が該当する場合は維持管理費・運営費の事業年度分の10%)による違約金が事業者から支払われていても、更に乙(構成員・協力企業)は連帯して、落札金額の10%を違約金として支払うとあります。これは同一要件について、各協定、契約書ごとに二重にペナルティを課すとの意味でしょうか。	基本協定第6条第5項各号のいずれかに該当した場合、事業契約が解除されない場合でも、乙は連帯して落札金額の10%を違約金として支払う必要があります。また、事業契約が解除された場合は、事業契約に基づき事業者が支払う違約金に加えて、乙は基本協定に基づく違約金を支払う必要があります。ただし、甲に損害が生じない場合において甲が特に認めたときは、基本協定に基づく違約金は請求しない場合もあります。
6	3	12	別紙4						事業者の確認書	当該別紙についての記載が本文中に見当たりません。	第4条第2項をご確認ください。